小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第２３号

栃木県大田原市美原３丁目3352番地３　グランデ・プロスペラーレＡ棟203

再生債務者　河上　秀文

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成22年11月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年３月19日

宇都宮地方裁判所大田原支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第１２２号

埼玉県川口市大字安行領家700番地の15

再生債務者　加藤美奈子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成25年３月21日

さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２３年（再イ）第９号

兵庫県西脇市黒田庄町大門124番地

再生債務者　金高　恭隆

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月18日　　神戸地方裁判所社支部

小規模個人再生による再生計画不認可取消及び認可

平成２５年（ソラ）第１号（基本事件平成２４年（再イ）第１２号）

鹿児島県姶良市三拾町1265番地２

再生債務者　内村　有希

1　主文

⑴　当裁判所が平成24年（再イ）第12号小規模個人再生事件について、平成25年２月４日にした再生計画不認可決定を取り消す。

⑵　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　本件再生計画の内容が再生債権者の一般利益に反するものではないと判断できる資料の提出があり、再生計画を不認可とする理由が認められなくなったことが明らかである。

平成25年３月18日

鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１号

愛知県瀬戸市井戸金町278番地の３

再生債務者　小﨑　治郎

1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年４月９日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月16日から平成25年４月23日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再ロ）第１号

青森県五所川原市大字七ツ館字虫流53番地83

再生債務者　芦田　博美

1　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年４月11日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月18日から平成25年５月２日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第７号

川崎市宮前区小台２丁目23―８　コリヌ・ド・鷺沼106号

再生債務者　山口　昭一

1　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年４月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月30日から平成25年５月14日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（再ロ）第２号

京都府福知山市大江町北有路1930番地

再生債務者　倉橋伊佐雄

1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年４月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月23日から平成25年４月30日まで

京都地方裁判所福知山支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号

福岡県筑後市大字山ノ井859番地　山ノ井壱番館102号

再生債務者　田中　義之

1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年４月16日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月23日から平成25年４月30日まで

福岡地方裁判所八女支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２号

山形県米沢市大字吹屋敷841番地の５

再生債務者　加藤美智子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年４月８日まで

平成25年３月18日　山形地方裁判所米沢支部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第５号

島根県出雲市大津町1483番地17

再生債務者　山崎　　武

1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成25年３月11日付け変更再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年４月８日まで

平成25年３月18日　松江地方裁判所出雲支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第６５号

大阪府東大阪市島之内１丁目８番８―1207号

再生債務者　清島　久之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月18日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第５号

静岡県袋井市梅山2516番地

再生債務者　森田　亮介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月19日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２４年（再ロ）第９号

青森市南佃２丁目21番３号　県営住宅３―３―1

再生債務者　加藤　泰岳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月21日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１１号

埼玉県加須市南小浜603番地19

再生債務者　平松　祥一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月21日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第３号

静岡市葵区美川町11番25号

再生債務者　望月　禎二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月21日

静岡地方裁判所民事第２部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 25 年３月 29 日　　福岡県教育委員会

1．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日

⑴　中学校教諭一種免許状、平24中一種第76号、福岡県教育委員会、平成24年12月28日、福岡県、中尾　亮太、平成25年３月14日

⑵　高等学校教諭一種免許状、平18高１第14312号、東京都教育委員会、平成18年３月31日、福岡県、中尾　亮太、平成25年３月14日

2．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当